



歳末たすけあい運動福祉事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉を目的とする団体および社会福祉施設が行う福祉事業に助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象となる事業)

第2条 前条の福祉団体および福祉施設が行う事業のうち助成対象となる事業は次の事業とする。

- ①住民参加による福祉のまちづくり事業（おせち料理等の配食・会食会の開催等）
- ②高齢者ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなどの事業
- ③障害者団体や介護者の会など、当事者団体等が行う支援事業
- ④地域住民と施設入所者との交流事業
- ⑤小地域ネットワーク活動の強化や友愛訪問等在宅サービス事業
- ⑥福祉活動団体・グループへの支援事業（共同作業所・小規模作業所・おもちゃ図書館・障害者、高齢者等に対する援助グループ）
- ⑦保健・福祉・医療の社会資源について福祉マップなどの作成・配布や利用法などのPR
- ⑧その他掛川市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が特に必要と認める事業

(助成事業の開催時期)

第3条 助成事業の開催時期は「歳末たすけあい運動」にふさわしく当年12月から翌年1月中に実施する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条の申請書の内容について調査し、会長が決定する。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする福祉団体および福祉施設は、別紙助成金交付申請書（様式1号）により会長に申し出なければならない。

(助成金の交付)

第 6 条 会長は、前条に定めるところにより助成額を決定したときは、助成決定通知書（様式 2 号）をもって通知する。

2 交付決定を受けた団体は、請求書（様式 3 号）に必要事項を記載し会長に請求する。

3 会長は、請求書の指定する金融機関へ口座振込の方法により助成金を交付する。

(事業実績の報告)

第 7 条 助成を受けた福祉団体および福祉施設は、事業報告書（様式 4 号）をもって事業実績の報告をしなければならない。

(助成金の返還)

第 8 条 会長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた福祉団体および社会福祉施設に対し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。